

貫龍太

論文題目

エドモンド・バークの2つの政治哲学—『フランス革命の省察』を中心とするコンテクスト主義的分析—

論文の要約

本稿の目的は、18世紀ブリテンの思想家・政治家エドモンド・バークが「科学としての政治哲学」と「道徳哲学としての政治哲学」という2つの政治哲学を、「熱狂」批判と「専制」批判というそれぞれの目的に応じて規則的に併用したことを明らかにすることである。この目的を達成するために、本稿ではバークの主著『フランス革命の省察』を中心とするフランス革命初期のテキストを、コンテクスト主義の立場から分析する。

序章では、19世紀後期以降のバーク思想研究史の整理を通じて、バーク思想が実践的保守主義と道徳的保守主義の2通りに解釈されてきたこと、及び近年の研究が新知見を踏まえてこの論争に応答していないことを指摘する。その上で本稿では、バークが直面した具体的かつ重層的な論敵や状況に関する彼の認識を再構成しつつバーク思想を分析することでこの論争に応答することを示すとともに、本稿の構成を提示する。

第I部では、リチャード・プライスに代表される18世紀末イングランド急進主義の熱狂に対抗して提唱される、バークの「科学としての政治哲学」を析出する。

第1章では、バークの名誉革命論が、プライスの名誉革命論とフランス革命の両面批判であることを明らかにする。バークはプライスの名誉革命論を批判するために、政治秩序の安定と臣民の自由と安全の保障のためにジェイムズ2世を追放しウィリアム3世の即位を承認した議会の合理的判断を称賛した。一方でバークはフランス革命を批判するために、イングランドの政治・社会秩序の維持を名誉革命の指導者に動機づけた道徳的義務、社会秩序への信念、祖国の父祖への責任意識を強調した。

第2章では、熱狂の概念史を整理したうえで、バークのプライス批判をより詳細に検討する。「人間の権利」を含む真理の普及を不可逆的傾向とみなす啓蒙の歴史観に支えられたプライスの政治的主張を、バークは千年王国主義的キリスト教信仰に由来する熱狂に根差した思想としてその政治的危険性を批判し、統治の安定を前提に臣民の具体的利益を経験に基づいて実現する政治的思考様式を提唱した。

第II部では、フランス革命が帰結するとされる専制に対抗して提唱される、バークの「道徳哲学としての政治哲学」を析出する。

第3章では、専制の概念史を整理したうえで、フランス君主政の崩壊に関するバークの分析を考察する。バークによれば、全国三部会選挙における自由主義貴族の選挙工作によって「名誉の原理」が、宮廷政府の「革新の精神」への寛容とパリ高等法院の古来の国制への拘

泥によって「相続の理念」が、ともに発揮されなかったことで第三身分愛国派の利己的な要求に国王が譲歩し、「専制的民主政」としての一院制の国民議会の成立に帰結した。

第4章では、文人と貨幣利害の同盟に注目してフランス革命のイデオロギーを析出するバークの分析を考察する。バークによれば、無神論的文人と土地利害に敵対的な貨幣利害は、権力獲得の手段として「人間の権利」を採用したに過ぎず、彼らの思想は公共の利益を口実に民衆の自由、生命、財産の恣意的な処分を正当化する「近代の哲学」であった。文人と貨幣利害は、ヴェルサイユ行進によって権力を掌握した国民議会左派を介して実権を握った。バークは「近代の哲学」がもたらす専制に対抗して、階層的な社会秩序における名誉心を重視する政治を支えるヨーロッパの古来の習俗を擁護した。

第5章では、バークのアングリカン信仰論を分析する。アングリカン信仰は、教会の「宗教の導き」と「宗教の慰め」という役割に対応して、一方では、個人の社会内的役割の遂行を来世における救済の条件の喪失への恐怖から動機づけ、他方では、国家を通じた個人の自然の改善を救済への期待から動機づける。バークはこれらの2原理からなるアングリカン信仰を、自然的秩序を安定化させ改善を促進する道徳的原理として位置づけた。

第Ⅲ部では、1790年代アイルランドのカトリック選挙権問題に介入したバークが、「科学としての政治哲学」と「道徳哲学としての政治哲学」を併用したことを示す。

第6章では、アイルランド庶民院議員サー・ハーキュリス・ラングリッシュに対するバークの説得を分析する。バークによれば、カトリック教徒の選挙権回復は、「人間の権利」を説くユナイテッド・アイリッシュメンへのカトリック教徒の接近を阻止するとともに、アイルランドの教会と国家のあり方を定める基本法に抵触せず、アングロ・アイリッシュによるアイルランド立法権独立要求に対する1782年のブリテン政府の宥和的な譲歩を模範とする。これらを論拠として、バークはカトリック教徒の選挙権回復が合理的な政治判断であることを強調した。

第7章では、バークが息子リチャードに対して打ち明けた、プロテスタント議員に対する道徳的観点からの批判的認識を分析する。カトリック教徒が選挙権をなく奪されていることに起因して、利益共同体意識に基づくパトリオティズムをプロテスタント議員が欠くことをバークは批判しつつ、アイルランドの政治的自律回復の歴史をパトリオティズムの源泉として再構築した。

終章では、本稿の議論を総括したうえで、バークによる「科学としての政治哲学」と「道徳哲学としての政治哲学」の規則的併用を明らかにした本稿の解釈が先行研究に対して有する優位性と、本稿の議論を踏まえて期待される今後の展望が示される。